

通達甲（ら・執・保）第1号

昭和45年3月2日

存続期間

各 所 属 長 殿

警 ら 部 長

## 警視庁でい酔者及びめいてい者保護取扱要綱の制定について

このたび、でい酔者保護所が拡張されることに伴い、新たにでい酔者およびめいてい者の保護取扱いならびにでい酔者保護所の運用に必要な事項について、別添のとおり「警視庁でい酔者及びめいてい者保護取扱要綱」を制定し、昭和45年3月20日から実施することとしたから誤りのないようにされたい。

おつて、次の通達は廃止する。

- 1 警視庁でい酔者保護所の設置に伴う運営要綱の制定について(昭和35年2月18日通達甲(防・防・庶)第3号)
- 2 「警視庁でい酔者保護所の設置に伴う運営要綱の制定について」の一部改正について(昭和36年6月30日通達甲(防・防・庶)第13号)
- 3 「警視庁でい酔者保護所の設置に伴う運営要綱の制定について」の一部改正について(昭和38年3月13日通達甲(防・防・防)第3号)

別添

## 警視庁でい酔者及びめいてい者保護取扱要綱

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、でい酔者及びめいてい者(以下「でい酔者等」という。)の保護取扱いについて必要な事項を定め、その適正を期することを目的とする。

(準拠)

第2条 でい酔者等の保護取扱いについては、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号。以下「警職法」という。)、酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律(昭和36年法律第103号。以下「めい規法」という。)及び警視庁保護取扱規程(昭和34年3月16日訓令甲第6号。以下「保護規程」という。)によるほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の意義)

第3条 この要綱における用語の意義は、次の各号のとおりとする。

- (1) でい酔者とは、酒に酔つて意識が混濁し、単独で歩行することが困難な者で、警職法第3条に基づき応急の救護を要すると認められるものをいう。
- (2) めいてい者とは、酒に酔つて意思能力に理性を欠く程度で、単独で歩行することはできるが、めい規法第3条に基づき応急の救護を要すると認められるものをいう。
- (3) 保護主任者とは、地域課長(島部警察署にあつては、でい酔者等の保護を担当する係長)をいう。ただし、保護主任者が不在の場合は、本署当番責任者(島部警察署にあつては、宿直責任者)又は署長の指定した者をいう。
- (4) 要保護者とは、でい酔者等で警職法及びめい規法に基づき保護を要するものをいう。
- (5) でい酔者等保護業務管理システムとは、でい酔者等の保護業務を警視庁情報管理システムにより管理するシステムをいう。

## 第2章 要保護者の保護

(要保護者の点検)

第4条 でい酔者を保護する場合は、負傷又は疾病の有無を点検し、次に該当するときその他負傷又は疾病の疑いがあるときは、速やかに医師の診療を受けさせ、その経過を明らかにしておくものとする。

- (1) 頭部、顔面その他身体各部に陥没、こぶ等の外傷又はその疑いがあるとき。
  - (2) 両大腿〔たい〕部内側、両わき下等痛覚の敏感な部分に刺激を与えても痛覚反応を示さないとき。
  - (3) 左右の瞳〔どう〕孔が不ぞろいとき、又は瞳孔に懐中電灯等の光を直射しても瞳孔が開いたまま、若しくは小さくて反応を示さないとき。
  - (4) 脈拍が著しく速いとき、又は遅いとき。
  - (5) 呼吸が異常に速く荒いとき、又は呼吸が感じられないとき。
  - (6) 一見でい酔しているように見えるが、酒のにおいがしないとき。
  - (7) 顔面に、そう白、赤過ぎるなどの異常が見られるとき。
  - (8) 著しく体温が低いとき。
- 2 保護を要するめいてい者が負傷者又は疾病者である場合には、前項に準じて措置をとるものとする。

(負傷原因の究明)

第5条 負傷している要保護者を保護する場合は、犯罪又は交通事故による負傷であるか否かの確認を行い、事後の犯罪捜査その他の警察活動に支障を生じさせないように措置するものとする。

(負傷又は疾病発見時の措置)

第6条 保護取扱いをしている要保護者に負傷、疾病又はその疑いを認めた場合は、速やかに医師の診療を受けさせた上で、保護の可否を判断するものとする。

2 要保護者について医療措置をとつた場合は、速やかにその状況等をでい酔者等保護業務管理システムにより、地域指導課長に送信するものとする。

(保護場所の指定)

第7条 要保護者を保護する場合は、保護主任者に報告し、保護場所の指定を受けて行なうものとする。

(でい酔者等保護業務管理システムへの登録)

第8条 要保護者を保護したときは、でい酔者等保護業務管理システムに所要事項を登録し、その状況を明らかにしておかなければならない。

(危険物等の保管)

第9条 要保護者の保護にあつては、事故を防止するため必要な限度において、その者が自己又は他人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼすおそれのある物件を所持しているか否かを確認し、必要に応じてこれらの物件を一時保管するものとする。

2 要保護者の所持する現金、有価証券その他貴重品で、本人に所持させておくことによりこれを破損又は紛失するおそれのある場合は、つとめて預かるようにするものとする。

3 前2項の規定により物品、金銭等を保管するときは、必ず保護主任者又は幹部が立ち会い、その員数、金額等をでい酔者等保護業務管理システムに登録するものとする。

(要保護者の身柄の措置)

第10条 要保護者を保護したときは、速やかにその者の家族、知人その他の関係者(以下「家族等」という。)に通知し、その者を引き渡すための措置を講ずるものとする。

2 前項の場合において、家族等に引き渡すことができないときは、保護主任者は、速やかに関係機関への引継ぎ、保護解除等の措置をとるものとする。

(保護する場合の留意事項)

第11条 要保護者を保護する場合は、次の各号に留意して取扱いの適正を期するものとする。

(1) 保護室に保護する場合は、1室に1人あてとすること。

(2) 要保護者の性格その他個々の態様に応じて救護にふさわしい処遇を行うこと。

(3) 自殺若しくは自傷行為又は他の者に対する危害若しくは物に対する損害を及ぼす行為を防止すること。

(4) 要保護者に異常を発見したときは、応急の措置を講じ、直ちにその状況を保護主任者に報告すること。

(5) 横臥〔が〕させる場合は、吐瀉〔しや〕物による窒息を防止するため、顔面を横に向けて寝かせ、かつ、顔面に毛布を掛けないようにすること。

(6) 酔いざめの時期には、嘔〔おう〕吐、便意等で立ち上がる際の転倒事故を防止す

るため、介添えするなどの配慮をすること。

(7) 心臓麻痺〔まひ〕、脳内出血等を併発し、容態が急変することがあるので、十分配慮すること。

( 戒具の使用 )

第12条 要保護者が暴れたり、又は自損行為を行うなど自己又は他人に危害を及ぼすおそれがあつて他に方法がない場合は、保護主任者の指揮を受け、戒具を使用してこれを制止することができる。ただし、緊急を要し、指揮を受けるいとまのない場合は、事後速やかに保護主任者に報告すること。

2 戒具の使用は、必要最小限度に行い、要保護者がおとなしくなるなど、その必要がないと認める場合は、速やかに解除するものとする。

3 戒具を使用した場合は、速やかにその状況等をでい酔者等保護業務管理システムにより、地域指導課長に送信するものとする。